

公益社団法人 日本地下水学会 謝金等支給規定

2010年10月23日制定

2013年1月1日改定

- 第1条 公益社団法人日本地下水学会（以下「学会」という）が行う講習会・セミナー等（以下「講習会等」という）に関する原稿の執筆料及び謝金等の支給については、本要領の定めるところによる。
- 第2条 講習会等の講師に対する謝金等は別表1に定めるとおりとする。
- 第3条 講習会等の運営担当に対する謝礼は別表1に定めるとおりとする。但し、担当が講師を兼務する場合は謝金をもって謝礼を兼ねるものとする。
- 第4条 原稿執筆料及び原稿編集料は別表1に定めるとおりとする。
- 第5条 講演資料に係る資料作成費は別表1に定めるとおりとする。
- 第6条 講師並びに運営担当の交通費は、原則として公共交通機関の料金とし、個々に対象者と協議の上、金額を決定する。
- 第7条 講師並びに運営委員の宿泊費は、別表2に定めるとおりとする。
- 第8条 第2条から第7条までの規定により難しい場合は、その都度会計委員長および担当理事が協議して定める。
- 第9条 この要領は、理事会の議決を経て改定することができる。

【別表 1】

謝金

費 目	金 額	備 考
講習会講師（60分まで）	15,591 円	所得税（源泉徴収 10.21%）を含む
〃（60分を超えて 30分増す毎）	7,795 円	所得税（源泉徴収 10.21%）を含む
講演会講師（60分まで）	33,411 円	所得税（源泉徴収 10.21%）を含む
〃（60分を超えて 30分増す毎）	16,705 円	所得税（源泉徴収 10.21%）を含む
運営担当謝礼（1日）	7,000 円	
〃（半日）	4,000 円	
原稿執筆料（刷り上り 1ページ毎）	2,227 円	所得税（源泉徴収 10.21%）を含む
原稿編集料（刷り上り 1ページ毎）	1,113 円	所得税（源泉徴収 10.21%）を含む
資料作成費	5,568 円	所得税（源泉徴収 10.21%）を含む

※1：所得税を含むものについては、税引き金額を支給する。

※2：発表用資料を原稿として用いる場合は、資料作成費をもって原稿執筆料を兼ねるものとする。

【別表 2】

宿泊費

費 目	金 額	備 考
宿泊費	11,137 円	所得税（源泉徴収 10.21%）を含む

※1：上記を基本とし、個々に対象者と協議の上、実質支給額を決める。

※2：学会側支払いの場合は実費とする。